

# 小学校学習指導要領解説Q&A 総則



教  
学  
一  
如

教えることは学ぶことである  
学び続ける教職員に



鹿児島県総合教育センター

## 学習指導要領解説 Q & A について

平成29年3月に公示された学習指導要領について、「教科の『見方・考え方』を働かせる授業って?」「知識の理解の質を高めるとは?」といった先生方の疑問や知りたいことなどを、教科等別にQ & A形式でまとめました。

このQ & Aは、改訂された学習指導要領がこれまでとどんなところが変わったのかを中心にまとめています。



### 1 ダイジェスト

見開きで改訂のポイントをまとめてあるので、教科等の授業を行う上で大事なことは何かがすぐに分かります。

### 2 Q & A

コラム欄やワンポイントアドバイス、図、表などを取り入れ、分かりやすく読みやすい内容で解説しています。

Q5 内容Bの食生活「(2) 調理の基礎」で、ゆでる材料「じゃがいもなど」と指定されたのは、なぜですか。

A5 ゆでる材料として、水からゆでるものと沸騰してからゆでるものゆでることによってかさが異なるものは、多くの量を煮ることができ調理の特性を理解できるようにするためです。

ここには、「答え (Answer)」に係る補足説明や参考資料などが掲載しているので、「答え」の理由や根拠などが分かります。

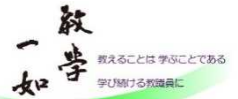
### 3 活用法

日頃の授業や校内研修、市町村教育委員会や教育事務所主催の研修会、教科等別の教育研究会等では是非活用してください。必要な部分だけでも印刷・ダウンロードできます。

# 目 次

- Q 1** 今回の学習指導要領改訂のポイントは、何ですか。……………1
- Q 2** 児童に、どのような「資質・能力」を身に付けさせればいいのですか。……………2
- Q 3** 「主体的・対話的で深い学び」とは、どのような学びのことですか。……………3
- Q 4** 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」とは、どんなことですか。……………5
- Q 5** 学習評価の観点とその進め方は、どのようになりますか。……………6
- Q 6** 「カリキュラム・マネジメント」とは、どういうことですか。……………7
- Q 7** 小学校における「プログラミング教育」は、なぜ必要なのですか。……………8
- Q 8** 新しく示された「短時間学習」は、年間授業時数に入るのですか。……………9
- Q 9** 「特別な配慮を必要とする児童への指導」とは、どういうことですか。……………10
- Q10** 学校段階間の接続で配慮すべきことは、どんなことですか。……………11
- Q11** 移行措置期間の留意事項は、どんなことですか。……………12

# 小学校総則改訂のポイント



今回の学習指導要領の改訂において、総則が大きく見直されました。小学校学習指導要領の総則がどのように改訂されたのか、そのポイントを解説します。

## ポイント1 「社会に開かれた教育課程」を明確化

「社会に開かれた教育課程」とは、新学習指導要領が実現を目指す、これからの教育課程の理念です。

「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、両者が連携・協働して児童に必要な資質・能力を育むことです。

この考え方には、三つの観点があります。



- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い、関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し、育てていくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

自校と社会の関わり方や社会とのつながりを考えて、教育課程を編成し、共有・連携することが大切です。



## ポイント2 新学習指導要領改訂の方向性を明示

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
「学びに向かう力、人間性等」の涵養

生きて働く  
「知識及び技能」の習得

未知の状況にも対応できる  
「思考力、判断力、表現力等」の育成

何できるようになるか

「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む  
「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

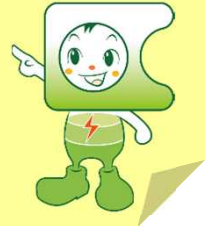
主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善



## ポイント3 教育課程編成の六つの視点を設定

学習指導要領が、学校や家庭、地域の関係者が幅広く共有し、活用できる「**学びの地図**」としての役割を果たすことができるよう、次に挙げる六つの視点から内容を充実・改善しました。

また、各学校が教育課程を軸に学校教育の充実・改善の好循環を生み出す「**カリキュラム・マネジメント**」の実現を目指すことが求められています。



### 視点1

何ができるようになるか。（育成を目指す資質・能力）

新学習指導要領では、学習内容だけでなく、それを学ぶことで「何ができるようになるか」という視点で、学校教育で育みたい資質・能力を取り上げ、大きく「**三つの柱**」に整理されました。（左頁の図参照）また、各教科等の特質に応じた「**見方・考え方**」を働かせることで、学びが深まり、資質・能力の育成につながります。

### 視点2

何を学ぶか。

（教科等を学ぶ意義と教科、教科間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）

これまで各教科等において学習内容が示されていましたが、今回の改訂では、各教科の目標や内容は、育成を目指す資質・能力の「三つの柱」を踏まえて再整理されています。

なお、小学校においては、**外国語が新設**されていますが、各教科における学習内容の削減は行わないとしています。

### 視点3

どのように学ぶか。

（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）

質の高い学びを実現するために授業改善の視点として示されたのが、「**主体的・対話的で深い学び**」です。「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の各視点に基づいて授業改善の取組を充実していく必要があります。

### 視点4

子供一人一人の発達をどのように支援するか。

（子供の発達を踏まえた指導）

資質・能力の育成には、児童一人一人の能力・適性、興味・関心、発達や課題などを十分に理解し、その特性に応じた指導を通して、個々の資質・能力を高めることが重要です。

また、その実現に当たっては、学校が組織体として**全ての教職員**が協力して、指導に当たる必要があります。

### 視点5

何が身に付いたか。（学習評価の充実）

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童の学習状況を評価するものであり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進める必要があります。

なお、評価の観点は、育成を目指す資質・能力の「三つの柱」に対応して、全学年、全教科等で、「**知識・技能**」、「**思考・判断・表現**」、「**主体的に学習に取り組む態度**」の3観点に整理する方向で検討されています。

### 視点6

実施するために何が必要か。

（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

視点1～5の教科横断的な取組等を実現させるためには、学校が組織体として力を発揮するとともに、家庭や地域、社会との連携・協働が必要不可欠です。

児童に必要な資質・能力について家庭や地域、社会と共有し、相互に連携・協働する教育課程を編成し、その見直しを図る「**カリキュラム・マネジメント**」の実現が必要です。

# 総 則

(小学校)

**Q 1** 今回の学習指導要領改訂のポイントは、何ですか。

**A 1** 今回の改定の基本的な考え方を踏まえ、次の三つがポイントと言えます。

- 1 「何ができるようになるか」の観点から、育成を目指す資質・能力を明確にしたこと
- 2 「どのように学ぶか」の観点から、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を重視したこと
- 3 教育課程を軸とした学校教育の改善・充実を図るために、カリキュラム・マネジメントを重視したこと

○ 今回の改訂の基本的な考え方とは・・・

- 子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視する。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成する。
- 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成する。



## 1 育成を目指す資質・能力の明確化

「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を次の三つの柱で再整理しています。

- ① 知識及び技能
- ② 思考力、判断力、表現力等
- ③ 学びに向かう力、人間性等



詳細はQ2へ

〈三つの柱に順序性は？〉

三つの柱は、互いに相まって共に伸びていくものであり、優位性、順序性はありません。



## 2 「主体的・対話的で深い学び」の重視

これまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、児童の知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要となります。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮き足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善することが必要です。



詳細はQ3へ

## 3 カリキュラム・マネジメントの重視

学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実することが効果的です。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要です。そのため、学校全体として、教育内容や事案の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立することが大切です。



詳細はQ6へ

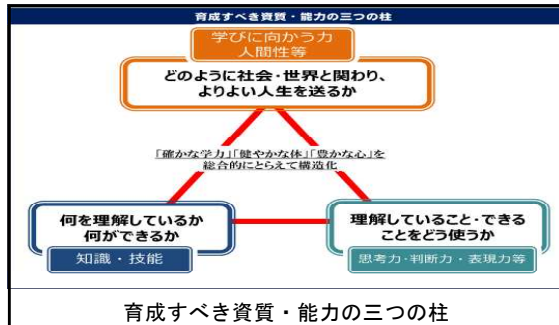
# 総 則

(小学校)


**Q 2** 児童に、どのような「資質・能力」を身に付けさせればいいのですか。

**A 2** 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つです。新学習指導要領では、これらを「三つの柱」と位置付けています。

教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を次の「三つの柱」に整理しています。



- 1 何を理解しているか、何ができるか  
(生きて働く「知識及び技能」の習得)
- 2 理解していること・できることをどう使うか  
(未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成)
- 3 どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか  
(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養)

 各教科等の目標や内容もこの「三つの柱」で再整理されています。詳細は各教科編を参照。

## 1 「知識及び技能」の習得

各教科等の指導に当たっては、児童が既得の知識や技能を活用して思考することにより、知識を相互に関連付けたより深い理解や、他の学習や生活の場面で活用できる習熟した技能として取得されるような学習が必要となります。こうした学習の過程はこれまでも重視されてきましたが、今回の改訂では、習得・活用・探究という学びの過程の充実に向けた取組として「主体的・対話的で深い学び」として整理されています。

## 2 「思考力、判断力、表現力等」の育成

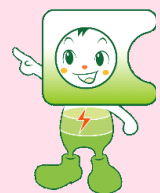
「思考力、判断力、表現力等」は、「知識及び技能」を活用して課題を解決するために必要な力と規定されています。教育課程においては、各教科等の特質に応じて育まれるようにするとともに、教科等横断的な視点に立って、各過程において、言語能力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成を目指す中で、「思考力、判断力、表現力等」が育まれるようにすることが重要となります。

## 3 「学びに向かう力、人間性等」の涵養

「学びに向かう力、人間性等」には、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度、多様性を尊重する態度、互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く含まれています。

### 「資質」と「能力」は違うの？

資質や能力という言葉は、教育基本法第5条第2項に、義務教育の目的として「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」と規定されているように、教育課程に関する法令でも規定されています。しかし、この「資質」については、教育を通して先天的な資質を更に向上させることと、一定の資質を後天的に身に付けさせるという両方の観点をもつものとされていることから、教育を通して育まれるものの**どれが資質でどれが能力かを分けて捉えることは困難**です。ですから、これまで学習指導要領やその解説においては、資質と能力を一体的に扱うことが多かったところでもあり、今回の改訂においては、**資質と能力を一体的に捉え「資質・能力」と表記**しています。



# 総 則

(小学校)

**Q 3 「主体的・対話的で深い学び」とは、どのような学びのことですか。**

**A 3 特定の指導方法の形があるわけではなく、資質・能力の育成に向けた質の高い学びであると言えます。**

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組は、これまでも多くの実践が重ねられてきました。そうした着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないということではありません。児童に求められる資質・能力を育むために、児童や学校の実態、指導の内容に応じて「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要です。

## 1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の視点

中央教育審議会において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されました。各学校においては、教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点をもとに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにすることが大事です。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「**見方・考え方**」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

## 2 授業改善のためのポイント

### ○ 単元等のまとまりを見通した学びの実現

「主体的・対話的で深い学び」は、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではありません。単元や題材など内容や時間のまとまりの中で考えることが必要です。

- ・ 主体的に学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか。
- ・ グループ活動等対話によって自分の考えを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか。
- ・ 学びを深めるために子供が考える場面と教員が教える場面をどのように組み立てるか。

### ○ 「深い学び」の鍵が「見方・考え方」

各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」です。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」は、新しい知識及び技能を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、表現力等を豊かなものにしったりするために重要なものです。

学習指導要領には、各教科等の見方・考え方について示されています。それぞれの教科等においては、概ね示された見方・考え方が妥当であろうと言うことで、必ずしもその見方・考え方を使わなければならないということではありません。



### 基礎的・基本的な内容は、あまり重視されないの？

決して基礎的・基本的な知識及び技能を軽視するものではなく、そこに課題がある場合には、その確実な習得を図らなければなりません。



## **(参考)** 各教科等の特質に応じた学習活動

各教科等の特質に応じて、それぞれどのような学習活動等の充実が求められるかについて示されました。

### **(国語科)**

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること

### **(社会科)**

問題解決への見通しをもつこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること

### **(算数科)**

数学的な見方・考え方を働かせ、日常の事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること

### **(理科)**

理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの、問題を科学的に解決しようとする学習の充実を図ること

### **(生活科)**

児童が具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自分と地域の人々、社会及び自然との関わりが具体的に把握できるような学習活動の充実を図ることとし、校外での活動を積極的に取り入れること

### **(音楽科)**

音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること

### **(図画工作科)**

造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること

### **(家庭科)**

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を生活体験等と関連付けてより深く理解するとともに、日常生活の中から問題を見いだして様々な解決方法を考え、他者と意見交流し、実践を評価・改善して、新たな課題を見いだす過程を重視した学習の充実を図ること

### **(体育科)**

体育や保健の見方・考え方を働かせ、運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決のための活動を選んだり工夫したりする活動の充実を図ること

### **(外国語科)**

具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること

### **(外国語活動)**

具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、三つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること

### **(総合的な学習の時間)**

児童や学校、地域の実態等に応じて、児童が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること

### **(特別活動)**

よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること

# 総 則

(小学校)

**Q 4** 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」とは、どんなことですか。

**A 4** 各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすもので、「深い学び」の鍵になります。新学習指導要領では、全ての教科等でそれぞれ整理されています。

## 1 「見方・考え方」とは

「見方・考え方」は、新しい知識・技能を既に持っている知識・技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力・判断力・表現力を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるのかの視座を形成したりするために重要なものです。



## 2 「資質・能力」と「見方・考え方」は相互関係



「見方・考え方」を支えているのは、各教科等の学習で身に付けた資質・能力の三つの柱です。既に身に付けた資質・能力の三つの柱によって支えられた「見方・考え方」が、習得・活用・探究という学びの過程の中で働くことを通じて、資質・能力がさらに伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれたりし、それによって「見方・考え方」が更に豊かなものになる、という相互の関係にあります。

## 3 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」

子供たちが各教科で習得した知識を活用したり、身に付けた思考力を発揮させたりしながら知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学びの中で、資質・能力が更に伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれたりしていきます。

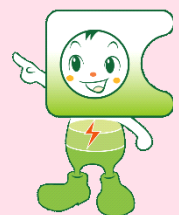
その過程においては、“どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか”という、物事を捉える視点や考え方も同時に鍛えられていきます。こうした視点や考え方には、教科等それぞれの学習の特質が表れます。

**例：国語科**：対象と言葉、言葉と言葉の関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉え、その関係性を問い直して意味付ける言葉による見方・考え方

**算数科**：事象を数量や図形及びそれらの関係などに注目して捉え、論理的、統合的・発展的に考える数学的な見方・考え方

## これまでの「見方や考え方」とは違うの？

これまで学習指導要領において、「見方や考え方」という用語が用いられてきていますが、その内容については必ずしも具体的に説明されておらず、教科等によって使い方もそれぞれでした。今回の改定において、各教科等における「見方・考え方」とはどのようなものかを改めて明らかにし、それを軸とした授業改善の取組を活性化することを重視しています。各教科等で示された「見方・考え方」を、児童が授業の中で使えるようにすることが、先生方の大事な役割です。



# 総 則

(小学校)

**Q 5** 学習評価の観点とその進め方は、どのようになりますか。

**A 5** 観点別評価については、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理する方向で検討されています。

## 1 学習評価の観点

現行の学習評価は、図のように、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」の4観点で行われていますが、どう変わるのでしょうか。

平成28年12月の中央教育審議会答申において、「今後、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要である。」と提言されています。

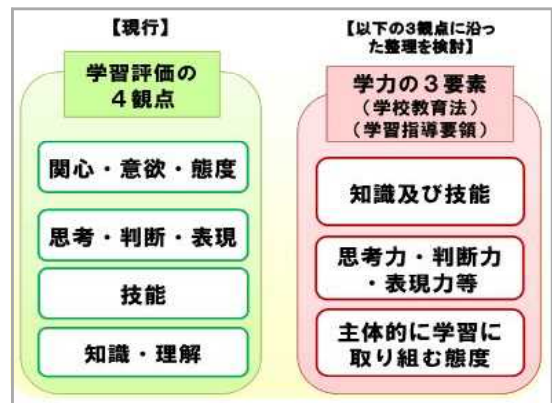


図 学力の3要素と評価の観点との整理

## 2 学びに向かう力・人間性等の評価について

三つの柱の一つ「学びに向かう力、人間性等」には、感性や思いやりなども含まれますが、これらは観点別学習状況の評価になじむものではないことから、評価の観点としては学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外としています。

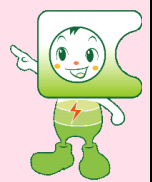
「学びに向かう力、人間性」の評価については、次の二つの側面に留意して行いましょう。

- ① 「主体的に学習に取り組む態度」として、観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分
- ② 観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分

- ※ 各観点是、毎回の授業で全てを見取るのではなく、単元や題材を通じたまとまりの中で、学習・指導内容と評価の場面を適切に組み立てていくことが重要。
- ※ 観点別学習状況の評価には十分示しきれない、児童一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて積極的に児童に伝えることが重要。

**移行措置期間の評価は、どうすればいいのですか？**

移行措置期間は、これまでの「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」の4観点到評価することになります。新学習指導要領の全面実施に合わせて、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に取り組む態度」の3観点到評価を行えるように、各学校で準備を進めておく必要があります。



# 総 則

(小学校)

**Q 6 「カリキュラム・マネジメント」とは、どういうことですか。**

**A 6 教育課程に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことです。**

カリキュラム・マネジメントは、次のように定義されています。

児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

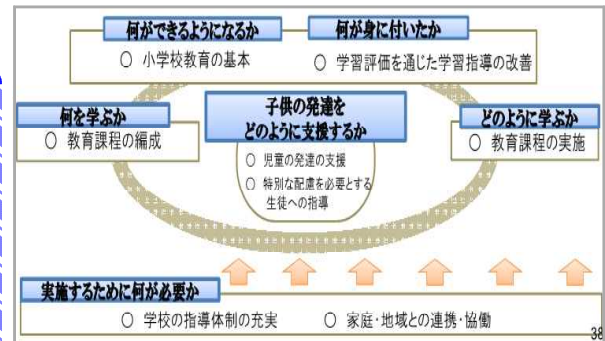


図 カリキュラム・マネジメントのイメージ

## 1 「カリキュラム・マネジメント」の必要性

言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等、学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があります。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要です。

そのためには、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立することが重要になってきます。

## 2 「カリキュラム・マネジメント」の三つの側面

カリキュラム・マネジメントは、次の三つの側面から整理されています。

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な内容を組織的に配列していく。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

## 3 「カリキュラム・マネジメント」の充実のために

総則では、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていく観点から、項立てが下のよう示されています。

各学校においては、この項立てに照らし合わせ、自校の教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題がどこにあるのかを明確にして教職員間で共有し改善を行うことにより学校教育の質の向上を図り、カリキュラム・マネジメントの充実が求められています。



- ① 小学校教育の基本と教育課程の役割
- ② 教育課程の編成
- ③ 教育課程の実施と学習評価
- ④ 児童の発達の支援
- ⑤ 学校運営上の留意事項
- ⑥ 道徳教育に関する配慮事項

# 総 則

(小学校)

**Q 7** 小学校における「プログラミング教育」は、なぜ必要なのですか。

**A 7** 子供たちが将来どのような職業に就くとしても時代を超えて普遍的に求められる「プログラミング的思考力（論理的思考力）」を身に付けさせるためです。

小学校段階においてプログラミングの学習活動に取り組むねらいは、次のとおりです。

- ① 論理的思考力を育む
- ② プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータをはじめとする情報技術によって支えられていることなどに気付き、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度を育む
- ③ コンピュータ等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度を育む
- ④ 教科等で学ぶ知識及び技能をより確実に身に付けさせる

このように、決してプログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりといったことではありません。

## 1 プログラミング的思考とは

プログラミング的思考とは、「自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力」のことです。



## 2 実施する際の配慮事項

各学校で実施するときは、次のことに配慮しましょう。

- 教科等における学習上の必要性や学習内容と関連付けながら、計画的かつ無理なく確実に実施できるようにする。
- 教育課程全体を見渡し、プログラミングを実施する単元を位置付けていく学年や教科等を決定する。
- 算数科、理科、総合的な学習の時間において、小学校学習指導要領に例示されている「児童がプログラミングを体験しながら、論理的思考力を身に付けるための学習活動」の内容やその取扱いを参考にして進める。
- 地域や民間等と連携し、それらの教育資源を効果的に活用する。

## 3 考えられる学習活動

各学校においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが大切です。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることも大切です。各教科等の特質に応じて、次のような学習活動を計画的に実施してみましょう。



- ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動
- イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

# 総 則

(小学校)

**Q 8** 新しく示された「短時間学習」は、年間授業時数に入るのですか。

**A 8** 年間の授業時数に入れることは可能です。  
ただし、教師が単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通した中で、その内容の決定や指導の成果の把握、活用を行う校内体制が整備されている場合に限りです。

## 1 実施する際の留意事項

各教科の特質に応じて、10分や15分といった短時間を活用した授業や、45分と15分を組み合わせで60分授業を行うなど、短い時間を利用して教科等の指導を行うことができます。

しかし、そこには、その教科や学習活動の特質に照らして妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要になってきます。授業時間設定に際しての主な留意事項は次のとおりです。

- ア 各教科等の特質を踏まえた検討を行うこと
- イ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること
- ウ 授業のねらいや評価を明確にし、実施すること
- エ 教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること

## 2 配慮すべき取組例

次のような取扱いは、年間授業時数への算定はできませんので、注意が必要です。

**×** 道徳科や特別活動（学級活動）、外国語活動のように年間35時間の教科等で、毎日10分から15分程度の短い時間を利用して授業を行うこと。

⇒ 短時間の授業を行う際は、まとまりのある授業時数を確保した上で、両者の関連性を明確にする必要があります。この場合まとまりのある授業の確保ができないため適切ではありません。

**×** 児童が自らの興味や関心に応じて選んだ図書の読書活動など。

⇒ 指導計画に位置付けられることなく行われる活動は授業時数への算定はできません。

## 3 小学校学習指導要領における記述は・・・

学習指導要領第1章（第2の3の(2)のウの(イ)）に「短い時間を利用して行う指導」が説明されています。

(イ) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を利用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。

年間の授業週数（35週、第1学年は34週）や特別活動の授業時数、授業の1単位時間学校教育法施行規則により45分）、給食・休憩などの時間、時間割の弾力的な編成、年間授業日数等の考え方は、これまでと変わりありません。

# 総 則

(小学校)

**Q 9** 「特別な配慮を必要とする児童への指導」とは、どういうことですか。

**A 9** 障害のある児童などへの指導、海外から帰国した児童や外国人の児童の指導、不登校児童への配慮などのことです。

これまでも学習指導要領の総則に示されていましたが、今回の改訂では、近年の児童生徒を巡る状況を踏まえながら、今日的でより具体的な記述に拡充されました。

## 1 障害のある児童などへの指導

障害のある児童などへ指導する際に配慮すべきことは、次のとおりです。

### ① 児童の障害の状態等に応じた指導の工夫

特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。

### ② 特別支援学級における特別の教育課程

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れる。児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、実態に応じた教育課程を編成する。

### ③ 通級による指導における特別の教育課程

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考に、具体的な目標や内容を定め、指導を行う。  
各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努める。

### ④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努める。

特別支援学級に在籍する児童、通級指導を受ける児童については、これらの作成が義務付けられています。



## 2 海外から帰国した児童や外国人の児童への指導

海外から帰国した児童や外国人の児童へ指導する際に配慮すべきことは、次のとおりです。

### ① 学校生活への適応等

海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行う。

### ② 日本語の習得に困難のある児童への通級による指導

個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努める。

## 3 不登校児童への配慮

不登校児童へ配慮すべきことは、次のとおりです。

### ① 個々の児童の実態に応じた支援

保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行う。

### ② 不登校児童の実態に配慮した教育課程の編成

相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努める。

# 総 則

(小学校)

**Q10** 学校段階間の接続で配慮すべきことは、どんなことですか。

**A10** 子供たちの学びの連続性を意識することが重要です。幼稚園教育要領、中学校学習指導要領を踏まえ、小学校段階で育成すべき資質・能力を明確にした上で、具体的な学びの姿を考えた教育課程を検討する必要があります。


## 1 幼児期の教育との接続

幼児教育と小学校の円滑な接続のためには、幼稚園教育要領に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することにより、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を更に伸ばしていくことができるようにすることが重要です。

小学校においては、児童や学校、地域の実情を踏まえてスタートカリキュラムを編成し、生活科を中心に合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、教育活動全体で対応できるようなカリキュラム・マネジメントが必要になります。幼稚園の先生方との情報交換等の連携がこれまでに以上に大事になります。

(県総合教育センター「幼少接続期カリキュラム作成のしおり」「指導資料第1656号・1890号」参照)

〈幼児期の終わりまでに育ってほしい姿〉

- 1 健康な心と体
  - 2 自立心
  - 3 協同性
  - 4 道徳性・規範意識の芽生え
  - 5 社会生活との関わり
  - 6 思考力の芽生え
  - 7 自然との関わり・生命尊重
  - 8 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
  - 9 言葉による伝え合い
  - 10 豊かな感性と表現
- 

## 2 中学校教育及びその後の教育との接続

小学校及び中学校9年間を通じて育成を目指す資質・能力を明確にするとともに、その育成をさらに高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められています。具体的な取組として次のようなことが考えられます。

- ・ 学校運営協議会等の各種会議等の合同開催を通じて、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを、学校、保護者、地域間で共有して改善を図ること。
- ・ 校長・教頭の管理職の間で、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを共有し、改善を図ること。
- ・ 教職員の合同研修会を開催し、地域で育成を目指す資質・能力を検討しながら、各教科等や各学年の指導の在り方を考えるなど、指導の改善を図ること。
- ・ 同一中学校区内での保護者間の連携・交流を深め、取組の成果を共有していくこと。

## 3 学習指導要領では・・・

(第1章第2の4の(1)) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。(中略)

特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

(第1章第2の4の(2)) 中学校教育及びその後の教育との接続

中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。



# 総 則

(小学校)

**Q11** 移行措置期間の留意事項は、どんなことですか。

**A11** 小学校は平成30・31年度が移行措置期間、32年度から全面実施となります。移行措置期間においては、教科等ごとに取扱が異なるため、各学校においてはそれぞれの内容を確認し、円滑な移行ができるように十分留意する必要があります。

## 1 移行措置のスケジュール

学習指導要領改訂に関するスケジュール（予定）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
幼稚園		中教審における検討		周知・徹底	30年度～全面実施				
小学校	中教審諮問	論点整理	審議まとめ	答申	改訂	周知・徹底	移行期間	32年度～全面実施	
中学校				周知・徹底	移行期間			33年度～全面実施	
高等学校				改訂	周知・徹底	移行期間			34年度～年次進行で実施

## 2 移行措置の内容

- ・ 特別の教科道徳、総合的な学習の時間及び特別活動：新小学校学習指導要領による。
- ・ 算数：新学習指導要領の一部を追加又は適用し、現行学習指導要領の一部を省略又は適用しない。
- ・ 理科：現行小学校学習指導要領の一部を省略する。
- ・ 国語及び社会：全部又は一部について新学習指導要領によることができるが、現行学習指導要領による場合には、新学習指導要領に定める内容の一部を追加又は適用する。
- ・ 生活、音楽、図画工作、家庭及び体育：全部又は一部について新学習指導要領によることができる。
- ・ 外国語活動：新学習指導要領の外国語活動及び外国語科の内容の一部を加えて必ず取り扱う。  
 ※ 外国語活動の授業実施のために必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を越えない範囲内の授業時数を減じることができる。

## 3 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間に追加して指導する部分を含め、現行学習指導要領の下の評価規準に基づき、学習評価を行います。移行期間における外国語活動に係る指導要録の取扱いは、第3・4学年は、「総合所見」及び「指導上参考となる諸事項」の欄に学習状況における顕著な事項を文章で記述し、第5・6学年は、現在の取扱いと同様に外国語活動の記録の欄に文章で記述し、数値による評価及び評定は行わないものとしています。

### ○ 移行期間中の授業時数 (※ 太字は現行と異なる部分)

＜移行期間中（平成30年度～平成31年度の移行期間中）の授業時数＞

区分	各教科の授業時数										道 特別の 教科	外国 語活動	学 習の 時間	総 合的 な	特 別 活 動	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	図 画 作 業	家 庭	体 育	外 国 語						
第1学年	306		136		102	68	68		102		34			34	850	
第2学年	315		175		105	70	70		105		35			35	910	
第3学年	245	70	175	90		60	60		105		35	<b>15</b>	<b>55~70</b>	35	<b>945~960</b>	
第4学年	245	90	175	105		60	60		105		35	<b>15</b>	<b>55~70</b>	35	<b>980~995</b>	
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90		35	<b>50</b>	<b>55~70</b>	35	<b>980~995</b>	
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90		35	<b>50</b>	<b>55~70</b>	35	<b>980~995</b>	